

# 市川市立大町小学校父母と教職員の会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は市川市立大町小学校父母と教職員の会（省略：大町小学校PTA）といい、本会の事務所を市川市立大町小学校(住所市川市大町84-10)に置く。
- 第2条 本会は、父母と教職員の理解、協力により学校教育の振興を図ると共に、児童の福祉と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 父母と教職員の理解、親睦に関する事。
  2. 学校教育の協力に関する事。
  3. 社会、家庭、学校の連絡に関する事。
  4. 児童の福祉に関する事。
  5. 会員の教養及び親睦に関する事。
  6. その他必要となる事柄。

## 第2章 会員

- 第4条 本会は、市川市立大町小学校の児童に保護者、又は、これに代わる人（以下、保護者という）並びに教職員の普通会員と教育に関心を持つ特別会員を以て組織し、会員は、平等の権利を有する。
- 第5条 第4条に該当する場合、本会への入退会は個人の自由意志で行うことができる。
- 第6条 本会は書面又は電磁的記録による入会届の提出をもって入会する。退会は次のとおりとする。
1. 自動退会：子の卒業又は転校等により、教職員会員については勤務校の異動により、第4条非該当となる者は会員資格を失い退会とする。退会届の提出は不要。
  2. 任意退会：上記以外の事由によって退会する者は退会届を提出する。

## 第3章 役員

- 第7条 本会に、次の役員を置く。
- 名誉会長1名（学校長）、会長1名、副会長（内1名は教頭）、会計、会計監査、書記
- 第8条 役員任期は、1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。尚、補欠により就任した者の任務は前任者の残任期間とする。
- 第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
  3. 会計は本会の予算の執行、調整を図り、出納の責任を持ち、年度始めの総会において会計監査による監査を経て、前年度経費の決算をする。
  4. 会計監査は会計を監査する。
  5. 書記は、庶務を司る。
  6. 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 第10条 役員選出は、次の方法による。
1. 会長、副会長、会計、会計監査、書記は選考委員会が推薦し、総会の承認を得る。
  2. 顧問は会長がこれを委託する。

## 第4章 機関

- 第11条 本会に次の機関を置く。
- 総会、役員会、幹事会、専門委員会、選考委員会
1. 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、書記を以て構成し、総会に次ぐ決議機関である。
  2. 幹事会は、役員及び各委員会委員長を以て構成する。
  3. 専門委員会として緑化委員会をおく。
  4. 校外委員会、選考委員会は、幹事会本部役員を以て構成する。
  5. その他、必要に応じて他の委員会を設けることが出来る。

## 第5章 会議

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

第13条 総会は、毎年1回開かなければならない。但し、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。

第14条 総会で解決すべきものは次のとおりとする。

1. 役員承認 2. 予算、決議の承認 3. 会則の変更 4. その他必要な事項

第15条 総会は、委任状を含む全会員の1/2以上の出席で成立する。尚、会議の議題については、出席会員の過半数を以て決する。但し、会員を招集しての総会開催が困難な場合は会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、書面又は電磁的記録により全会員の1/2以上の参加の意思表示によって総会は成立する。尚、会議の議題については、参加会員の過半数を以て決する。

## 第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費、事業益金及び自発的寄付金その他を以てあてる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第18条 会費等について、別に細則を設ける。

## 第7章 個人情報取扱い

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について「大町小学校PTA個人情報取扱い方針」を細則に定め、適正に運用するものとする。

## 第8章 慶弔規定

第20条 慶弔規定について「大町小学校PTA慶弔規定」を細則に定め、適正に運用するものとする。

## 第9章 細則

第21条 役員会は本会則に反しない範囲で細則を制定、又は改廃することができる。但し、制定、改廃の結果は、次の総会にて報告をする。

昭和48年10月11日設立

平成20年4月25日第8条改正

平成23年5月6日第9条5項改正

平成26年5月2日第9条第2項および第5項改正

令和5年5月1日第9条第3項、第13条、第16条改正

令和6年4月30日会則付則削除及び末尾へ移行

第2章、第3章、第4章、第5章、第6章改正、第7章、第8章、第9章新設

大町小学校PTA慶弔規定細則制定に移行、大町小学校PTA表彰規定削除

# 市川市立大町小学校父母と教職員の会 細則

## 第1章 大町小学校PTA個人情報取扱い方針

### 第1条 (目的及び定義)

1. 市川市立大町学校PTA(以下「本会」という)は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
  - (1) 会員とは、市川市立大町小学校PTAの会員をいう。
  - (2) 本人等とは、個人情報対象者(本人)、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者らから委任を受けた者をいう。

### 第2条 (本会を取り扱う個人情報)

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- (1) 会員の氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)
- (2) 会員の児童・生徒の氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど) クラス
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

### 第3条 (管理責任者・管理方法)

1. 本会の個人情報管理責任者をPTA会長とする。
2. 本会は、市川市立大町小学校(市川市大町84-10)内のPTA会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

### 第4条 (情報の収集・利用)

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
  - (1) 会費集金・管理
  - (2) 本会役員の選任
  - (3) 名簿の作成(本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む)
  - (4) 関係文書の送付
  - (5) 作品などの募集・管理
  - (6) その他、役員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会の役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

### 第5条 (第三者への提供)

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、役員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、役員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 第6条 (個人情報の廃棄)

本会は、個人情報につき、役員会が必要と判断した場合直ちに廃棄する。

### 第7条 (情報の開示等)

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

## 第8条（秘密保持）

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、役員会に報告するとともに、左事実を本人等に通知しなければならない。

## 第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

## 第2章 会計細則

第11条 会費は1世帯（1家庭）月額300円とする。徴収は年2回学校徴収金と合わせて行う（前期、後期）。

第12条 年度中入退会会員の会費を次のとおりとする。

1. 前期会費徴収日以前の入会会員 : 前後期とも徴収する
2. 前期会費徴収後、後期会費徴収日以前の入会会員 : 後期分のみ徴収する
3. 後期会費徴収後の入会会員 : 徴収しない(次年度より徴収)
4. 前期会費徴収日以前の退会会員 : 徴収しない(前年度分は返金しない)
5. 前期会費徴収後、後期会費徴収日以前の退会会員 : 後期分は徴収しない(前期分は返金しない)
6. 後期会費徴収後の退会会員 : 前後期分ともに返金しない

## 第3章 大町小学校PTA慶弔規定

第13条 本規定は、大町小学校PTAに適用する。

第14条 本規定の内容は、次のとおりとする。

1. 児童及び保護者に対するもの。児童及び保護者の不幸の際は、次の香料をおくる。  
5,000円
2. 教職員に対するもの。教職員及びその親（配偶者は含まない）の際は、次の香料をおくる。  
5,000円

第15条 本会計の経費は、本会の会費から支出する。

第16条 第14条に該当しない事項については、役員会の承認を得て行われなければならない。但し、急を要する場合は会長の判断で行い、直後行われる役員会で報告する。

付則

平成14年4月25日から施行  
平成28年4月28日第4章改正  
令和5年5月1日第20条改正  
令和5年12月1日第1章施行